

島根県報

第一、三九一号
平成十四年八月六日
(火曜日)

告示

目次

換地計画書の縦覧(二件)	(農村整備課)	一
国土調査の指定	(用地対策課)	一
土地収用法の規定に基づく事業の認定	()	二
基本測量の実施	()	二
公共測量の終了	()	二
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	三
正誤	()	三
平成十三年三月三十日付け島根県報号外第四六号中(教育庁総務課)	()	三
平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第四九号()	()	三
中	()	三

告示

示

島根県告示第七百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、鹿足郡津和野町土地改良区理事長から名賀地区第一工区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同法第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五

日以内に申し出られたい。

平成十四年八月六日

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十四年八月六日から二十一日間

三 縦覧の場所

津和野町役場

島根県知事 澄田信義

島根県告示第七百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、鹿足郡津和野町土地改良区理事長から名賀地区第二工区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同法第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年八月六日

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十四年八月六日から二十一日間

三 縦覧の場所

津和野町役場

島根県知事 澄田信義

島根県告示第七百二十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十四年八月六日

島根県知事 澄田信義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成十四年七月二十六日	浜田市	浜田市宇津井町①地区	告示の日から平成十五年三月三十一日まで

島根県告示第七百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

島根県知事 澄田信義

一 起業者の名称

出雲市

二 事業の種類

上島地区農業集落排水処理施設建設事業

三 起業地

イ 収用の部分

島根県出雲市上島町地内

ロ 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所

公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第三項の規定によりに公告する。

平成十四年八月六日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

基本測量（世界測地系移行に伴う基準点改測作業）

二 作業期間

平成十四年七月五日から平成十五年二月二十八日まで

三 作業地域

松江市・安来市・八束郡東出雲町・八束郡八雲村・八束郡玉湯町・八束郡八束町・能義郡広瀬町・能義郡伯太町・仁多郡横田町・大原郡大東町

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は、平成十一年三月二十五日に終了した旨出雲市築山土地区画整理組合理事長から通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十四年八月六日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

公共測量（現況平面図作成）

二 作業期間

平成十年十二月七日から平成十一年三月二十五日まで

三 作業地域

出雲市地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年八月六日

島根県知事 澄田信義

一(一) 開発区域

安来市赤江町字三ツ頭二八三番一 外二筆

面積 七二六・九四平方メートル

(二) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市赤江町一八四番地二〇

日向伸之

二(一) 開発区域

安来市清水町字中筋六十一番一 外一筆、字中谷一〇三番二の一部

面積 二四七・〇六平方メートル

(二) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市清水町一〇五番地

遠藤恵一

正 誤

平成十三年三月三十日付け島根県報号外第四六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

七

段 行

下 終りから一

誤

第六条第二項の表を次のように改める。

正

第六条第二項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に

平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第四九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

九

段 行

下 終りから八か
ら九

誤

第七条高校教育課の項に次の二号を加える。

二十一 特別支援教育担当教育職員の研修に関すること(特別支援教育室)。

第七条高校教育課の項に次の一号を加える。

第七十五条の次に次の一条を加える。

目次中「(第七十四条・第七十五条)」を「(第七十四条―第七十五条の二)」に改める。
第七十五条の次に次の一条を加える。

掲げる課にそれぞれ同表の中欄に掲げる室又はセンターを置き、同欄に掲げる室又はセンターにそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

